根室市総合体育会館建設基本計画及び基本設計 策定業務説明書

令和6年4月

根室市教育委員会事務局総合体育会館整備推進課

## 根室市総合体育会館建設基本計画及び基本設計策定業務説明書

#### 第1章 総則

- 1. 業 務 名 根室市総合体育会館建設基本計画及び基本設計策定業務
- 2. 業務目的

本業務は、根室市総合体育会館基本構想(成案版)に基づき、根室市総合体育会館建設市民委員会(以下「市民委員会」という。)やパブリックコメント等、広く市民の意見を把握しながら、既存の屋内体育施設の現状と課題、総合体育会館に備えるべき機能、構造・規模、事業費等について調査・検討し、総合体育会館の設計要件となる事項を整理した基本計画の策定、これに基づく、建築、設備、外構等の工事の基本設計を行うことを目的とする。

3. 業務期間 (履行期限)

契約締結の翌日から令和7年3月31日までとする。ただし、基本計画(案)の策定については、令和6年11月30日までとする。

- 4. 施設概要
  - (1) 施設名称 根室市総合体育会館
  - (2) 建設予定地 根室市敷島町1丁目10番地(旧柏陵中学校跡地)
  - (3) 施設用途 体育館(温水プール・武道場を含む)
- 5. 設計与条件等
  - (1) 敷地条件
    - (ア) 敷地面積 41,888 m<sup>2</sup>
    - (イ) 用途地域 第1種住居地域 (建ペい率 60% 容積率 200%) ※ 今後、準住居地域等への用途変更予定
    - (ウ) 防火地域等 建築基準法第22条指定区域
  - (2) 施設条件
    - (ア) 延床面積 概ね 10,000 m²程度
    - (イ) 構造・規模 基本計画及び基本設計において決定
    - (ウ) 設備概要 電気設備一式、機械設備一式
    - (エ) 耐震安全性の分類 基本計画及び基本設計において決定
  - (3) 事業スケジュール (予定)
    - (ア) 基本計画 令和6年11月30日まで
    - (イ) 基本設計 令和7年 3月31日まで
    - (ウ) 実施設計·建設工事 令和7年4月1日以降
- 6. 業務の実施
  - (1) 受注者は、業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守すること。
  - (2) 本市が策定した他の計画との整合性を考慮すること。
  - (3) 受注者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分理解した上で、適切な人員配置のもと、業務を実施すること。
  - (4) 受注者は、自らの組織の中から管理技術者を選任し、発注者に通知

すること。

- (5) 受注者は、本業務の一部を再委託する場合、予め発注者の承認を得ること。
- (6) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に定期的に報告を行うこと
- (7) 本業務の実施に関し、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (8) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### 7. 打合せ及び協議記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と適宜打合せを 行い、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得 ること。

## 8. 業務の完了及び検査

- (1) 業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。
- (2) 業務完了期限内であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。
- 9. その他

成果品に他の文献その他の資料を引用する場合は、引用の可否を確認の上、その文献等の著者、出典名を明記すること。

#### 第2章 支援業務

受注者は、会議等の運営支援を行うものとし、資料の作成及び議事録等のとりまとめ、意見等の整理、補足説明などを行う。

- (1) 会議等の運営支援(会議の出席、資料作成、議事録作成、意見整理、 補足説明等)
  - (ア) 市民委員会・説明会など
  - (イ) パブリックコメント
  - (ウ) 各競技団体とのヒアリングなど
- (2) 基本計画及び基本設計の策定に関し、関係官公署との協議、各種法的 手続きなど必要な事項の整理、手続き等の支援

#### 第3章 基本計画策定業務

1. 基本計画の策定

受注者は、基本構想及び市民委員会の意見等を踏まえながら、根室市総合体育会館に関し、次の事項を整理し、基本計画を策定する。

- (1) 総合体育会館建設基本計画策定業務
  - (ア) 建設計画に関する事項
    - ① 敷地及び建物等の現況把握、課題の抽出
    - ② 敷地の利用計画に関する事項(駐車場等を含む。)

- ③ 建築計画に関する事項(既設施設の解体を含む。)
- (イ) 総合体育会館の導入機能に関する事項
  - ① アリーナ館部門
  - ② プール部門
  - ③ 武道場部門
  - ④ 共用諸室
    - A トレーニングルーム
    - B ランニング・ウォーキングコース
    - C 多目的室
    - D 会議室・研修室
    - E その他、共用諸室機能
  - ⑤ 管理部門(器具庫・事務室・防災備蓄庫など)
  - ⑥ 災害対応拠点機能
  - ⑦ バリアフリー・ユニバーサルデザインなどの機能
  - ⑧ セキュリティ機能
  - ⑨ 省エネルギー・環境負荷低減機能
- (ウ) 適正規模及び配置計画に関する事項
  - ① 適正規模(必要な諸室の選定と規模、体育会館全体の規模、駐車・駐輪スペースなど)
  - ② 各競技団体の要望事項等の整理
  - ③ 各室の配置及び動線計画
  - ④ 平面及び各階構成
- (エ) 構造計画・設備計画の検討に関する事項
  - ① 構造計画 耐震性・耐久性について、構造形式について
  - ② 設備計画 館内機能・防災機能・環境負荷低減機能について
- (オ) 事業計画及びスケジュールに関する事項
  - ① 概算事業費 (建築工事、駐車場及び外構工事等)
  - ② 財源計画(財源の整理及び活用可能な補助金等の検討、要件整理)
  - ③ 事業スケジュールの作成
- (2) 提出成果品

本業務に係る成果品は以下のとおりとする。

- (ア) 基本計画書 A4 判製本(縦型左綴じカラー) 50 部
- (イ) 基本計画書概要版
- (ウ) 上記ア~イの電子データ

#### 第4章 基本設計策定業務

1. 業務仕様

本書に記載のない事項は、国土交通省「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

- (1) 設計業務の内容及び範囲
  - (ア) 一般業務の範囲(基本設計)
    - ① 建築(総合)基本設計に関する標準業務

- ② 建築 (構造) 基本設計に関する標準業務
- ③ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ④ 機械設備基本設計に関する標準業務
- (イ) 追加業務の内容及び範囲
  - ① 透視図等の作成 (A2 判・鳥瞰図・外観図・内観図)
  - ② 市民委員会等資料作成

#### 2. 業務の実施

(1) 業務範囲

本業務は、基本構想及び市民委員会の意見等を踏まえながら、策定される基本計画に基づき、基本設計を行うものである。

(2) 適用基準等

本業務は、建築基準法その他関係法令等を適用する。その他の適用にあっては下記の基準を参考とし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。(各基準類の制定年月日については、最新版を適用すること。)

### (ア) 共通

- ① 官庁施設の基本的性能基準
- ② 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ③ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ④ 官庁施設の環境保全性基準
- ⑤ 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン
- ⑥ 北海道福祉のまちづくり条例

#### (イ) 建築

- ① 建築設計基準
- ② 建築構造設計基準
- ③ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ④昇降機耐震設計・施工指針 (側日本建築センター編集)

#### (ウ) 設備

- ① 建築設備計画基準
- ② 建築設備設計基準
- ③ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ④ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ⑤ 建築設備耐震設計·施工指針((独)建築研究所)
- 3. 業務の履行体制、管理技術者及び主任技術者の資格要件 受注者は、企画提案書で提案した履行体制により本業務を履行するも のとする。
  - (1) 管理技術者及び主任技術者の資格要件は次による。 実施要領 6 (1) を参照すること。

# 4. 成果品及び提出部数

成果品等	サイズ	部数	形式	摘 要
① 建築 (総合) 基本設計図書				
計画説明書				
• 外構計画図	A3 判	3 部	製本	
・昇降機設備計画概要書				
•工事費概算書				
• 仮設計画概要書				
② 建築(構造)基本設計図書				
構造計画説明書	A3 判	3 部	製本	
構造設計概要書				
・工事費概算書				
③ 電気設備基本設計図書				
電気設備計画説明書	A3 判	o 坎//	告[] →	
電気設備設計概要書	HO 刊	3 部	製本	
・工事費概算書				
④ 機械設備基本設計図書				
空気調和設備計画説明書				
給排水衛生設備計画説明書	A3 判	3 部	製本	
機械設備設計概要書				
・工事費概算書				
⑤ その他				
・日影図	A3 判	3 部	製本	
・透視図	A2 判	各1部		鳥瞰・外観・内観
・各種技術資料	A4 判	1 立収	ファイル	
・打合せ記録簿	八年 十月	1 部	7 7 1 10	

<sup>※</sup> 建築 (構造)、電気設備及び機械設備の成果図書は、建築 (総合)基本設計の成果 図書の中に含めることができる。

<sup>※</sup> 製本は、A4判糊付製本とし、表紙、背表紙文字入れとする。

<sup>※</sup> 成果品は全て電子データとして、あわせて納品するものとする。(電子データ成果 品のファイル形式等は、発注者の指示による。)

<sup>※</sup> 鳥瞰図、外観図、内観図は、アルミ額縁入りで納品するものとする。